

化学物質管理者専門的講習（2日） 案内書

法律根拠

- ・労働安全衛生規則第12条の5 第1項及び第3項第2号イの規定により、リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、
 - ① 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者
 - ② これと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならないこととされています。
- ・化学物質管理者の選任は、令和6年4月から義務化されました。
- ・この講習は、厚生労働大臣の定める規定に基づいて実施されるもので、化学物質管理者になるための必須要件です。化学物質管理者への就任を予定される方には、是非とも受講いただきますようご案内いたします。

受講資格

特に制限はありません。

受講科目・講習時間

化学物質の危険性及び有害性並びに表示等(2.5H)、化学物質の危険性及び有害性等の調査(3H)、化学物質の危険性及び有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等(2H)、化学物質を原因とする災害発生時の対応(0.5H)、関係法令(1H)

【実習】化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等（パソコン持参）(3H)

受講料金

… 令和7年2月1日現在

- | | | | | | |
|-----|---|-----|---------------|-----------|---------|
| 一 般 | ： | 受講料 | 26,400円、テキスト代 | 2,970円、合計 | 29,370円 |
| 会 員 | ： | 受講料 | 23,100円、テキスト代 | 2,970円、合計 | 26,070円 |

